

マイナポイント事業
キャッシュレス決済事業者
登録要領

2020年7月6日版

目次

1.はじめに.....	3
1.1はじめに.....	3
1.2用語の定義.....	3
1.2.1キャッシュレス決済事業者	3
1.2.2キャッシュレス決済サービス.....	3
1.2.3マイナポイント	3
1.2.4マイナポイントの申込	3
2.事業全体概要	4
2.1事業名称.....	4
2.2事業目的.....	4
2.3マイナポイント事業費補助金の概要	4
2.3.1事業全体像	4
2.3.2スケジュール（予定）	4
3.各事業の概要.....	5
3.1マイナポイント付与補助	5
3.1.1マイナポイント付与補助の内容.....	5
3.1.2マイナポイント付与対象期間	5
3.1.3補助対象事業者	5
3.1.4補助事業期間.....	5
3.1.5補助率.....	5
3.2事務経費補助	5
3.2.1補助対象事業者	5
3.2.2補助事業期間	6
3.2.3補助率.....	6
3.3補助金交付に係るスケジュール.....	6
3.3.1マイナポイント付与補助.....	6
3.3.2事務経費補助	6
4.公募の対象となるキャッシュレス決済事業者	7
4.1公募の対象となるキャッシュレス決済事業者	7
4.2公募の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件	7
4.3キャッシュレス決済事業者の要件	7
4.4キャッシュレス決済事業者が実施する業務	8
5.各事業の詳細.....	10

5.1 マイナポイント付与補助	10
5.1.1 マイナポイント付与の方法	10
5.1.1.1 マイナポイントの付与の対象者	10
5.1.1.3 マイナポイントの要件	12
5.1.1.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法	12
5.1.1.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止	14
5.1.1.6 その他	14
5.2 事務経費補助	14
6. キャッシュレス決済事業者の登録	15
6.1 キャッシュレス決済事業者の公募	15
6.2 応募手続	15
6.2.1 登録申請の手順	15
6.2.2 システム仕様書等の確認	16
6.3 登録申請書類の受付期間	16
6.4 提出書類	17
6.5 選考方法	19
6.6 キャッシュレス決済事業者の登録	20
6.7 登録情報の変更	20
6.8 キャッシュレス決済事業者の登録取下げ	20
6.9 キャッシュレス決済事業者の登録取消し	20
6.10 登録情報の公表	21
6.11 問い合わせ先（キャッシュレス決済事業者専用）	21
7. システム要件	22
7.1 国及び補助金事務局のシステム全体像	22
7.2 キャッシュレス決済事業者が対応すべきシステム機能	23
7.3 システム機能詳細	23
«更新履歴»	25

1.はじめに

1.1 はじめに

本登録要領は、マイナポイント事業を活用するキャッシュレス決済事業者に向けて、事業内容等の概要やキャッシュレス決済事業者の登録に関する要件等を記載したものである。

※ 本登録要領の「2.事業全体概要」～「5.各事業の詳細」は、令和元年度補正予算及び令和2年度予算の成立を前提としており、予算成立後に補助金事務局が補助公募要領で示す内容の原案である。

1.2 用語の定義

1.2.1 キャッシュレス決済事業者

以下のいずれかに該当する事業者を「キャッシュレス決済事業者」という。

- (ア) 資金決済法第2条第1項に定める前払式支払手段発行者又は同条第3項に定める資金移動業者
- (イ) 資金決済法第2条第17項に定める銀行等であって、為替取引に必要な免許を受けた事業者
- (ウ) 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の5第1項第5号ニに定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる事業者のほか、日本に居住する消費者に対するキャッシュレス決済サービス及びこれに付随したマイナポイント付与を行うことが可能な事業者

1.2.2 キャッシュレス決済サービス

電子マネー、QRコード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスを「キャッシュレス決済サービス」という。

1.2.3 マイナポイント

本事業の補助対象のキャッシュレス決済事業者が、本事業のキャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に付与する場合における当該ポイント等を「マイナポイント」という。

1.2.4 マイナポイントの申込

マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定した者が、自らがマイナポイント事業で利用するキャッシュレス決済サービスとして、本事業の補助対象のキャッシュレス決済サービスのうち一つを選択することを「マイナポイントの申込」という。

2.事業全体概要

2.1 事業名称

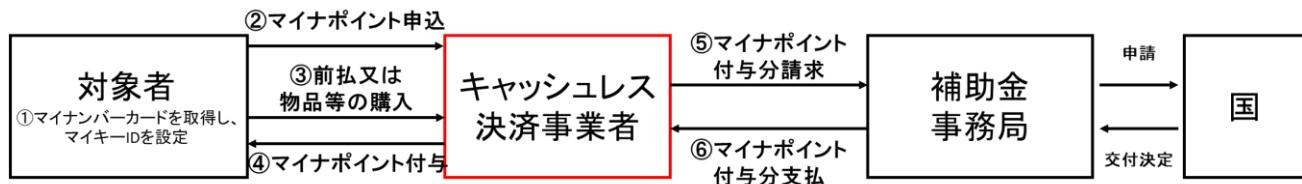
マイナポイント事業(マイナポイント事業費補助金)

2.2 事業目的

マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定してマイナポイントを申し込んだ者が、キャッシュレス決済サービスに一定金額を前払等した場合に、マイナポイントとして、当該キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を付与することにより、消費税率引上げに伴う需要平準化策として消費の活性化を図ると同時に、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする。

2.3 マイナポイント事業費補助金の概要

2.3.1 事業全体像



2.3.2 スケジュール（予定）

・事業実施スケジュール

	～2019年	2020年		2021年	
		7月	9月	3月	5月
マイナンバーカードの取得、マイキーIDの設定				→	
	※以前も対象				
マイナポイントの申込		←	→		
キャッシュレス決済サービスへの前払又は物品等の購入			←→		
マイナポイントの付与			←	→	

※ 対象の前払等から
2ヶ月以内の付与を行うため

3.各事業の概要

マイナポイント事業費補助金においては、下記の3.1及び3.2の補助事業を実施する。

3.1 マイナポイント付与補助

3.1.1 マイナポイント付与補助の内容

マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定してマイナポイントを申込んだ者(以下「対象者」という)が、2020年9月1日(火)以降の7ヵ月間に、自ら選択したキャッシュレス決済サービスを用いて当該申込以降に前払又は物品等の購入を行った場合、マイナポイントとして、当該サービスで利用可能なポイント等を対象者に付与する。

※ やむを得ない場合として補助金事務局が認めた場合を除き、選択したキャッシュレス決済サービスを変更することはできない。

3.1.2 マイナポイント付与対象期間

2020年9月1日(火)～2021年3月31日(水)

3.1.3 補助対象事業者

補助金事務局に登録されたキャッシュレス決済事業者を対象とする。

3.1.4 補助事業期間

① 補助事業開始日

補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日(交付決定日)とする。

② 補助対象となるマイナポイント付与期間

2020年9月1日(火)又は交付決定日のいずれか遅い日～2021年3月31日(水)

※ 補助事業完了は2021年9月30日(木)までとする。

3.1.5 補助率

10／10以内

※ 5.1.1.4(マイナポイントの付与に対する補助金の算定方法)を参照。

3.2 事務経費補助

3.1の事業を実施するためにキャッシュレス決済事業者に生ずる経費の一部を補助する。

3.2.1 補助対象事業者

補助金事務局に登録されたキャッシュレス決済事業者を対象とする。

3.2.2 補助事業期間

① 補助事業開始日

補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。

※ 補助対象経費に係る契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

② 補助対象となる事業期間

交付決定日～補助事業完了日

※ 補助事業完了は 2021 年 9 月 30 日（木）までとする。

3.2.3 補助率

10／10 以内

3.3 補助金交付に係るスケジュール

3.3.1 マイナポイント付与補助

補助金の交付は、1 カ月単位での概算払請求に応じた交付とし、原則、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行う。

3.3.2 事務経費補助

補助金の交付は、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行う。

4. 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者

4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者

マイナポイント事業においては、対象となるキャッシュレス決済サービスを提供し、マイナポイントの付与の対象者に対して、所定の条件に基づきマイナポイントとして当該キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を付与するキャッシュレス決済事業者を本公募による登録対象のキャッシュレス決済事業者とする。

4.2 公募の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件

マイナポイント事業においては、電子マネー、QRコード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスを本公募による登録対象のキャッシュレス決済サービスとする。

- ※ なお、主に特定商取引の利用に充てられるものとして補助金事務局が認めるキャッシュレス決済サービスは対象外とする。
- ※ 資金決済法第3条に定める前払式支払手段である場合、キャッシュレス決済事業者が同法第5条第1項第6号により届出または第8条第1項第5号による申請をしたものと対象とする。

4.3 キャッシュレス決済事業者の要件

本事業における登録対象のキャッシュレス決済事業者は、以下の各号の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 以下のいずれかに該当するキャッシュレス決済事業者であること。
 - (ア) 資金決済法第2条第1項に定める前払式支払手段発行者又は同条第3項に定める資金移動業者。
 - (イ) 資金決済法第2条第17項に定める銀行等であって、為替取引に必要な免許を受けた事業者
 - (ウ) 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の5第1項第5号ニに定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる事業者のほか、日本に居住する消費者に対するキャッシュレス決済サービス及びこれに付随したマイナポイント付与を行うことが可能な事業者。
- ② 主として日本に居住する者を対象としてキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
- ③ 日本において決済サービスを提供する事業者として以下のいずれかを満たすこと。
 - (ア) 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条に基づき発行される貨幣又は日本銀行法第46条第1項の規定により日本銀行が発行する銀行券で前払または入金が可能なキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
 - (イ) 日本に所在する金融機関の口座を利用したキャッシュレス決済サービスを提供する者であること。
 - (ウ) 4.3①(ア)から(ウ)までに掲げる者の決済サービスを利用したキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。

- ④ 日本国内におけるキャッシュレス決済の健全な発展に資するために、十分なセキュリティを担保できる事業者として、以下の全ての要件を満たすものであること。
- (ア) 本事業によって取得した個人情報の漏洩の防止のために必要な措置を講じていること。
- (イ) 本事業によって取得した個人情報の許可のない利用を防止するための必要な体制、インフラが整備されていること。
- ※ (ア)(イ)について、補助金事務局が指定する第三者による認定がない場合には、補助金事務局が定める調査への回答及び当該回答に対する補助金事務局による追加調査等に同意し、当該調査における指摘事項が事業開始までに改善されたと認められない場合は、登録を取り消すことがあり得ることに同意すること。
- ⑤ 安定的な財務基盤を有していること。
- ⑥ 補助金の円滑な執行を行う体制を有する事業者として、以下の全ての要件を満たすものであること。
- (ア) 補助金事務局との間に生じる全ての必要な手続について日本語のみで対応可能であること。
- (イ) キャッシュレス決済事業者として登録完了後、速やかに補助対象事業を開始できること。
- ⑦ 総務省の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ キャッシュレス決済事業者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でない、又は反社会的勢力との関係を有するもの（出資等の資金提供を受けている場合も含む）でないこと。
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力を加盟店として登録していないこと。
- ⑩ 法令遵守上の問題を抱えている事業者ではないこと。
- ⑪ 決済事業者ポータルで登録又は添付した情報の一部について、本事業のホームページ等において、公表されることについて同意できること。
- ⑫ 別途、補助金事務局が定める「宣誓事項」等に同意し、遵守できること。
(宣誓事項等の同意書は、補助金の交付申請時提出が必要。内容が決定次第、本事業のホームページで公表を予定)

4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務

- ① 補助金事務局が定めるシステム仕様書にしたがって、国・補助金事務局が構築するシステムに連携し、5.1に規定する方法に基づいて、対象者に対してマイナポイント付与を実施すること。
- ② 原則として対象者からの当該キャッシュレス決済サービスへのマイナポイント申込の受付を2020年8月31日（月）までに開始すること。なお、特別の事情があると補助金事務局が認める場合に限り、9月中の開始も認められる。
- ③ キャッシュレス決済事業者は、対象者の前払額又は決済額の合計と20,000円の差額又はマイナポイントの付与状況等について、対象者への通知、対象者が閲覧できる履歴の表示、対象者からの個別の問い合わせへの対応等のうちの少なくとも一つの方法により、対象者にマイナポイントの利用状況を説明できる体制を整えること。
- ④ 消費者に対して提供するキャッシュレス決済サービス、マイナポイントの付与方法、付与のタイミング等の補助金事務局が指定する情報を他のキャッシュレス決済事業者の情報とともに公表することに同意すること。

- ⑤ 消費者に対して提供するキャッシュレス決済サービスへの加入方法、利用可能店舗の情報、消費者の不利益につながる可能性がある事項について公表し、個別の問い合わせに対応できる体制を整えること。
- ⑥ 不当な取引を防止するための措置を適切に講じること。またその講じようとする不当な取引を防止するための措置を補助金事務局に報告すること。
 - ※ 不当な取引を防止するための措置については、補助金事務局が別途キャッシュレス決済事業者に提示する具体的な内容に適合するものであるかどうかを補助金事務局において確認する。
 - ※ 本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスのセキュリティ対策について、補助金事務局が追加で調査への回答を求める場合があることに同意すること。
- ⑦ 本事業の実施に付随してマイキープラットフォームとのデータ連携に関わるシステムについては、各事業者において脆弱性診断を行うこと。
 - ※ 脆弱性診断の詳細な実施要件については、別途補助金事務局が定めるシステム仕様書を確認すること。
- ⑧ 対象者に帰責する不当な取引に対して、提供するキャッシュレス決済サービスの使用を停止し、国、補助金事務局又はキャッシュレス決済事業者に損失が生じた際に、損失額に相当する金額を対象者に請求するための根拠となる会員規約その他の規定を備えること。
- ⑨ 国及び補助金事務局が行う本事業の周知に可能な限り協力し、消費者に対する制度の理解を促進すること。
- ⑩ 補助金事務局が求める需要平準化対策効果やキャッシュレス化の推進状況等の調査等に協力すること。
- ⑪ マイナポイント事業において取得した補助金交付申請に係る情報について、事業終了後5年間保存すること。

5 .各事業の詳細

5.1 マイナポイント付与補助

5.1.1 マイナポイント付与の方法

以下の条件を満たすマイナポイント付与の方法を補助対象として認める。

5.1.1.1 マイナポイントの付与の対象者

キャッシュレス決済事業者は、別途補助金事務局が定めるシステム仕様書に基づく方法により、マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定した者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して、マイナポイントの申込を2020年7月1日（水）～2021年3月31日（水）までに受けたものを対象として、当該キャッシュレス決済サービスを提供し、以下で定める方法によりマイナポイントを付与する。※ やむを得ない場合として補助金事務局が認めた場合を除き、選択したキャッシュレス決済サービスを変更することはできない。

5.1.1.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法

本事業において補助の対象となるマイナポイント付与の方法は、キャッシュレス決済事業者が、キャッシュレス決済サービスごとに、補助金事務局に登録時に届け出た以下の方法により行うこととする。

方法① キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法。

※ 方法①の場合には、前払分の払戻を資金決済法に則って制限しなければならない。なお、資金決済法第4条に該当する前払式支払手段は、払戻を助長しないための措置を講じていると補助金事務局が認める場合に限り、前払によるマイナポイント付与を認める。

方法② キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額(キャッシュレス決済サービスへの前払又は送金の金額はポイント付与の対象から除く)に応じてマイナポイントを付与する方法。

※ 方法②の場合には、キャッシュレス決済事業者が対象者との利用規約等において物品等の購入の取消や返品による返金手続を定めている場合、返金された部分については、マイナポイントの付与を制限しなければならない。

方法③ その他一定の経済的利益を受ける権利を対象者に付与する方法として認められる方法。

[方法①～③に共通する細則]

※ マイナポイント付与の対象となるのは、当該対象者のマイナポイント申込日又は2020年9月1日（火）のいずれか遅い日から、2021年3月31日（水）まで（以下、「付与対象期間」という。）の前払又は決済とする。ただし、付与の対象日が当該対象者のマイナポイント申込日より遅くなる場合には、対象者及び補助金事務局にその旨を明示すること。

- ※ マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で一又は複数の前払又は決済の合計値が付与の対象となる最小単位に達してから2ヵ月以内の範囲でキャッシュレス決済事業者が任意に一定の期間を設定して行う。（同一キャッシュレスサービスで当該期間を複数設定することは不可）
- ※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、キャッシュレス決済事業者において、付与の対象となる20,000円以下となる最小単位を任意に設定し、付与対象期間内の一又は複数の前払又は決済の合計に対して25%を下回らない額を付与する。（同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可）
(例:1,000円単位の前払にポイントを付与する場合で、付与対象期間内の決済額が8,500円の時)
× 8,500円【2,000ポイント】→ 最終8,000円【2,000ポイント】（ポイントが8,500円の25%未満）
○ 8,500円【2,000ポイント】+ 後日調整【125ポイント】→ 最終8,500円【2,125ポイント】
(対象期間内の決済額が20,000円未満の場合は、最小単位に満たない決済額について補正)
ただし、最小単位を設定しない（最小単位=1円）場合で、付与毎に発生した1ポイント未満のポイントを切り捨てた結果、付与したポイントの合計が前払額または決済額の合計の25%に満たなくても可。（実際に付与した額が補助対象。対象者からの問い合わせ等には決済事業者の責任で対応すること）
- ※ 当該対象者に5,000円相当を越えてマイナポイントを付与することはできない。
- ※ 原則、一つのキャッシュレス決済サービスは、一つのポイントのみマイナポイントとして付与できる。
× ○○ペイによる購入時、AポイントとBポイントに分割してポイントを付与
× マイナポイント申込時、対象者に複数のポイントから付与を受けるポイントを選択させる
- ※ キャッシュレス決済サービスを複数の方法に対応させる場合は、それぞれを別のキャッシュレス決済サービスとして申請すること。この場合においても、対象者はいずれかの方法のキャッシュレス決済サービスを選択し、事後の方法は認められないことに留意すること。
(例:○○ペイについて手法①②に対応する場合は、○○ペイ(前払時にポイント付与)と○○ペイ(決済時にポイント付与)として別のキャッシュレス決済サービスとして申請を行う。)

5.1.1.3 マイナポイントの要件

マイナポイントは、全国的又は地域的に幅広く利用可能なものであり、かつ、以下に該当しなければならない。

- ・ 本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスと併せて又は単独で、当該キャッシュレス決済サービスが使える全ての店舗において幅広く物品等の購入の決済時に電子的に日本円で換算可能な利用ができるもの、その他これに類するものとして補助金事務局が認めるもの。主に特定商取引の利用に充てられるものを除く。

※ 中間ポイント（上記ポイント等への等価での直接の交換ができるもの（日本銀行券での給付、銀行口座への入金、その他いわゆる直接的なキャッシュバックと認められるものは除く。））を含む。ただし、5,000円相当のポイント等に交換できることが、交換レートにおいて明らかでなければならない。なお、補助金の算定において必要となる失効率の計算にあたっては、交換される前のポイント等の失効率を基に算出すること。

※ 付与されてから失効するまで少なくとも3ヵ月以上の期間が設定されていること（マイナポイントが中間ポイントである場合には、中間ポイント及び中間ポイントから交換したポイントのいずれについても適用する。5.1.1.5及び5.1.1.6について同じ。）。

5.1.1.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法

マイナポイント付与による補助金額の算定については、キャッシュレス決済事業者単位で算出した「ポイントの発行数」及び「ポイントの失効率」を基に算定することとし、具体的には、原則として、以下の算定式によることとする。ただし、期間中の発行ポイントの利用状況等について、精緻に計測が可能である場合であって、補助金事務局がその算定方法について合理的かつ実施可能と認めたとき（例：補助事業期間内までに発行した全てのポイントが失効し、その利用率を算出できる場合）は、キャッシュレス決済事業者の提案する方法で補助金額の算定を行うことができる。

ただし、他社からポイント等を仕入れている場合は、補助金事務局が適当と認める場合に限り、当該ポイントの仕入れ額（対象者1人あたり5,000円を上限）を補助金額とすることも可とする。

$$\text{補助金額} = \textcircled{1} \text{ ポイント単価} \times \textcircled{2} \text{ 期間中のポイント発行数} \times (1 - \textcircled{3} \text{ ポイント失効率})$$

① ポイント単価

5.1.1.3に記載したマイナポイントの要件による1単位のポイント金額換算価値をポイント単価とする。

② 期間中のポイント発行数

期間中のポイント発行数は、マイナポイント付与を申込んだキャッシュレス決済サービスを用いて当該対象者が行った前払額又は決済額に応じて、キャッシュレス決済事業者が発行した総ポイント数とする。

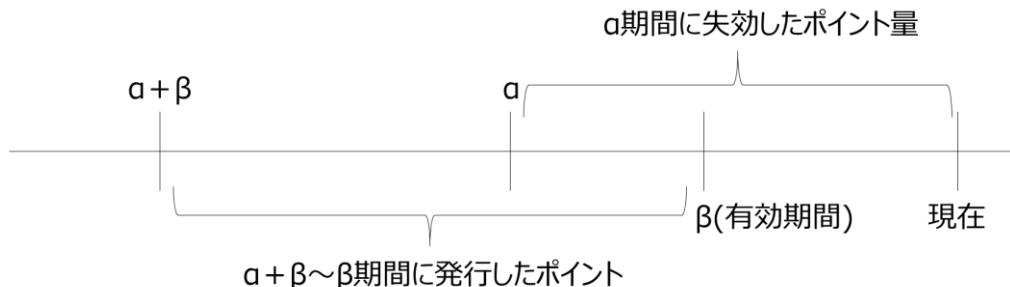
③ ポイント失効率

ポイント失効率は以下の方法で算出することとする。なお、有効期限を有さない前払式支払手段又は資金に該当する場合、ポイントの失効率を0%とする。

a) 利用実績が十分にあるポイントの失効率の算定方法

「キャッシュレス・消費者還元事業」にA型決済事業者として登録されたキャッシュレス決済事業者は、消費者還元補助の算出にあたって提出した「ポイント失効率算出表」又は「ポイント利用率算出表」、「合意された手続実施結果報告書」を提出することで、「キャッシュレス・消費者還元事業」の失効率を本事業でも用いることができる。

失効率 = 「過去 α 年間」に実際に失効したポイント数／「過去 $\alpha + \beta \sim \beta$ 年前」に発行したポイント数
 ポイント有効期間 = β
 ポイント有効期間 (β) が 2 年以下の場合 : $\alpha = 2$
 ポイント有効期間 (β) が 2 年より大きい場合 : $\alpha = 3$



- ※ 失効率の算出に当たっては、過去のキャンペーンで付与した期間限定ポイント等本事業で付与されるポイントと明らかに有効期限が異なるポイントは含まずに算出する。付与するポイントの種類が1キャッシュレス決済事業者に複数あれば、この計算式はポイントの種類ごとに複数としてもよい。
- ※ 失効率の算出に当たっては、そのデータが従前の会計処理等で活用されたものであるかどうか、公認会計士の確認を求ることとし、合意された手続実施結果報告書に基づいた確認書類の提出を求める。
- ※ 合意された手続実施結果報告書で算出された失効率とキャッシュレス決済事業者が会計処理時に用いている失効率に差があると補助金事務局が判断する場合には、会計処理時の失効率提出を求める場合がある。
- ※ 利用状況に応じて有効期間の延長がある場合、有効期間は無期限とはとらえず、延長前に設定されていた一定の期日までの期間を有効期間とみなす。
- (例) ポイントの有効期間が最終利用日から1年 → $\beta = 1$
- ※ 失効率の起算日は交付決定直近の決算日又は2020年3月31日（火）のいずれかとする。
- ※ 有効期限がないポイントについては、過去5年間の利用率（＝「過去5年間」に実際に利用したポイント数／「過去10～5年前」に発行したポイント数）を活用することとする。その際の、補助金算定方法は、ポイント単価×期間中のポイント発行数×ポイント利用率とする。

b) 利用実績が少ないポイントの失効率の算定方法

1万人以上の利用者を有している場合には、事前に補助金事務局の承認を得ることにより、6ヵ月以上の期間のデータを用いて算出することができる。

c) 利用データが存在しない／実績のないポイントの失効率の算定方法

a) b) にあるようなデータが存在しない場合、用いる失効率の数値は8%に設定する。

※ 他社のポイント等をマイナポイントとして付与している場合のポイントの失効率は、自社購入分に限った実績について、算出の根拠とすること。なお、当該実績の提供を受けられない場合の算定方法はc) とする。

※ 8%と実際のキャッシュレス決済事業者が会計処理時に用いている失効率等に差があると補助金事務局が判断する場合には、会計処理時の失効率の提出を求める場合がある。

5.1.1.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止

ポイント単価及び失効率に影響を与えるまたは付与を受けた対象者が著しい不利益を被るようなルール変更は、補助金支給額の妥当性と本事業の公平性を維持できないことから、2022年3月31日まで原則認めないこととする。ポイント単価又は失効率に関係のない改訂（ポイントと商品を交換する際の対象物品を追加する等）であっても、事前に補助金事務局へ申し出ること。なお、他社が発行するポイントを付与する際には、当該発行事業者とキャッシュレス決済事業者間において同様の変更を行わないことの取り決めを締結すること。

5.1.1.6 その他

マイナポイント付与への補助額を算定する際に利用する有効期間や利用方法は、原則として各キャッシュレス決済事業者の既存のポイントプログラムに準ずることとするが、以下のようなポイントプログラムの内容については、事前に補助金事務局への報告を行うものとする。

- ① ポイント発行数の算出の際に、一定の額を切り捨てて算出する場合
- ② マイナポイントの付与にあたり、キャッシュレス決済サービスの利用に用いるアカウントと異なるアカウント登録が必要な場合
- ③ 本事業のために、特別なルール（有効期間や利用方法等）を定める場合 等

5.2 事務経費補助

『マイナポイント事業費補助金 事務経費補助（令和元年度）公募要領』を参照すること。

6. キャッシュレス決済事業者の登録

6.1 キャッシュレス決済事業者の公募

本事業においては、「4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者」で定める全ての要件を満たすキャッシュレス決済事業者を公募する。

6.2 応募手続

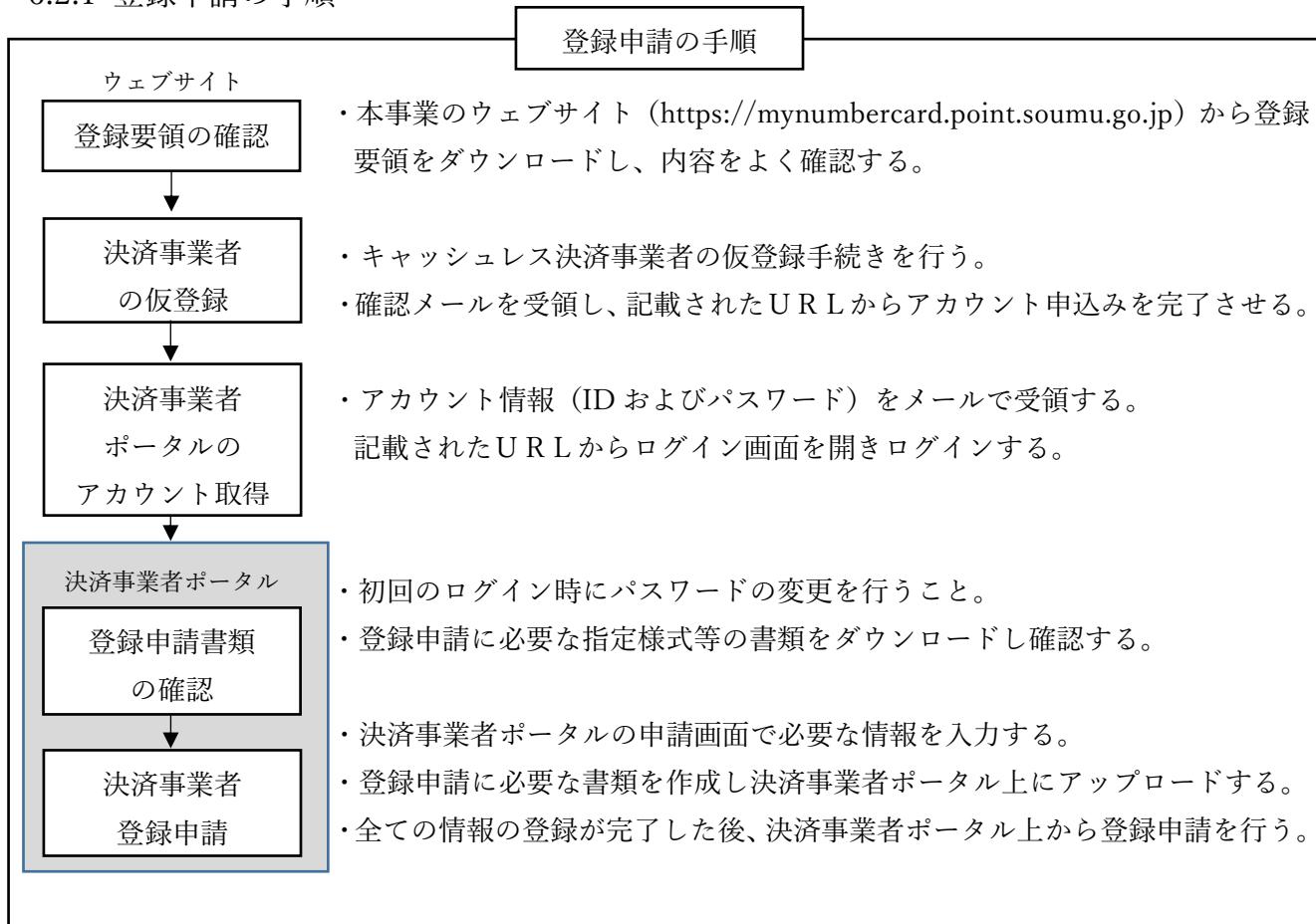
本事業のキャッシュレス決済事業者の登録手続きはすべて補助金事務局が提供する決済事業者ポータル上で行う。

決済事業者ポータルのアカウントは、本事業のウェブサイト (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>) でキャッシュレス決済事業者仮登録を行った事業者に対して発行を行う。決済事業者ポータルの操作方法は、決済事業者ポータルにログイン後、ポータルマニュアル（登録編）をダウンロードして確認すること。なお、補助金事務局は、登録された情報および添付書類により審査を行い、決済事業者ポータル上でキャッシュレス決済事業者の登録を通知する。

※ 決済事業者ポータルのアカウント発行開始は 2020 年 1 月 10 日（金）。

以降についても仮登録から決済事業者ポータルのアカウント発行には一定の時間を要する。

6.2.1 登録申請の手順



- ※ 法人登記単位での受付を行うこととし、同一法人による重複登録は認めない。登録にあたっては必ず社内で担当者を決めて手続きを行うこと。重複する登録申請は、補助金事務局で一方を破棄することがある。
- ※ 補助金事務局への登録申請書類の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの応募は、原則受理しない。また、受理した登録申請書類は返却しない。
- ※ アップロードした書類の原本は保管しておくこと。
- ※ 申請内容に不備がある場合は、上記の受付期間中に申請されたものでも、交付決定を行えない場合があることに十分に留意すること。

6.2.2 システム仕様書等の確認

システム仕様書も登録申請前に確認すること。システム仕様書は、キャッシュレス決済事業者が本事業への参加に必要なシステム改修等の検討を行う際、参考となる資料であり、登録申請前に確認しておくことが求められる。資料は決済事業者ポータルからダウンロードすること。

6.3 登録申請書類の受付期間

【第1回】2020年1月10日（金）説明会後～2020年1月23日（木）23:59

【第2回】2020年1月24日（金）00:00～2020年2月7日（金）23:59

【第3回】2020年2月8日（土）00:00～2020年3月31日（火）23:59

- ※ 各回の受付期間の最終日の締め切り日時を過ぎた登録申請は、当該回の申請として受理しない。
- ※ 第1回に登録申請を行っても不備等がある場合、受理しない。（ただし、訂正の上、第2回の再申請を認める）
- ※ 第3回以降も一定の期間毎に区切って審査を行う。各回の具体的な締切日については、本事業のウェブサイトにて随時公表する。
- ※ 締め切り日時の直前は決済事業者ポータルへのアクセスが集中し、システムが重くなる可能性がある。その場合でも申請を受け付けた時点における受理となるため、十分に余裕を持った申請を行うこと。
- ※ 最終受付日を2020年7月17日（金）とする。

6.4 提出書類

以下の提出物を決済事業者ポータルに PDF ファイルでアップロードすること。

「●」は全事業者共通で提出が必要 「○」は該当する事業者のみ提出が必要。

No	書類名称	様式	形式	必要書類	備考
1	役員名簿	指定	PDF	●	・書類提出時点の、全ての役員を記載（執行役員を除く）。
2	商業登記簿謄本	定型	PDF	○	・事業者本社が国内の場合は必須。 ・発行から 6 カ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書。 ・写しも可。
3	会社概要	自由	PDF または URL	●	・「業種」「資本金」「従業員数」の確認ができる会社パンフレット等。 ・ホームページ等でも可。
4	決算報告書（1期分）	自由	PDF または URL	●	・直近決算 1 期分で単独決算の貸借対照表等。 ・ホームページ等でも可。
5	4.3①キャッシュレス決済事業者の要件を満たすことを確認できる書類 (提供するサービスに該当するものすべて)				
	登録済通知書または登録証明の写し	定型	PDF	○	・資金移動業者 ・銀行等（為替取引に必要な免許を受けた事業者を除く） ・包括信用購入あっせん業者
	管轄する財務（支）局長宛てに提出した前払式支払手段の発行届出書または登録申請書の写し	定型	PDF	○	・自家発行者は発行届出書の写し ・第三者型発行者は登録申請書の写し
	主管局担当課より、通知された登録済通知書または主幹局担当課が発行した登録証明の写し	定型	PDF	○	・クレジット番号等取扱契約締結事業者

個人情報保護のための情報セキュリティ基準に関する書類 (① a および b を提出する場合、②③は不要)					
6	①第三者認証の認定書	a.個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いがされていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	● ・申告した第三者認証を受けたことを示す証明書の写しを全て添付すること。 例：JIS Q 15001、ISO/IEC 27001
	b.個人情報の許可のない利用を防止するための体制、インフラが整備されていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	● ・申告した第三者認証を受けたことを示す証明書の写しを全て添付すること 例：PCI DSS	
	②マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書	指定	Excel		・すべての項目に回答すること ・③と合わせて提出すること
	③マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書に関する宣誓事項同意書	指定	PDF		・法人の代表者による確認・押印が必要。
7	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の概要が確認できる書類	自由	PDF または URL	●	・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出。 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可
8	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントの利用できる店舗が確認できる書類	自由	PDF または URL	●	・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出。 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可

9	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントへの会員登録の方法	自由	PDF または URL	●	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出。 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可
10	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントの利用規約・約款（ひな形でも可）	自由	PDF または URL	●	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出。 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可
11	ポイント発行者との取決書	自由	PDF	○	<ul style="list-style-type: none"> ・他社のポイントを調達して付与する事業者のみ提出 ・案文でも可（付与開始までに締結、提出すること）
12	登録サービス一覧	指定	Excel	●	<ul style="list-style-type: none"> ・各決済サービス毎に申込時に決済サービスID やセキュリティコードをヒアリングするシート ・決済事業者ポータル上から入力が完了すると指定様式がダウンロードできる

6.5 選考方法

補助金事務局は、以下(ア)～(エ)の要件を満たしているか、審査を行い、キャッシュレス決済事業者を決定する。

- (ア) 「4.3キャッシュレス決済事業者の要件」に規定する要件を全て満たし、「4.2公募の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件」に規定するキャッシュレス決済サービスを提供し、「4.4キャッシュレス決済事業者が実施する業務」を実施する蓋然性があること。
- (イ) 補助金事務局が指定するマイナポイント付与のためのシステム連携ができることを補助金事務局が確認できること。
- (ウ) 対象者からの問い合わせを受ける体制の構築が確認できること。

※ 審査過程において、補助金事務局から電話やメールで問い合わせる場合がある。

※ 審査過程において、聞き取りや審査委員会でのプレゼンテーションを求める場合がある。

※ 審査状況の確認等の個別の問い合わせは受け付けない。

6.6 キャッシュレス決済事業者の登録

「6.5 選考方法」により、選考されたキャッシュレス決済事業者について、補助金事務局は本事業における登録を行う。また、必要に応じて、補助金事務局とキャッシュレス決済事業者間での面談を行う場合がある。

本事業における登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対して、補助金事務局は、決済事業者ポータル上で登録の完了を通知する。

補助金事務局は、登録通知の際にキャッシュレス決済事業者に対し、マイナポイント事業の適正な遂行に必要な範囲において、必要な条件を付すことができる。

6.7 登録情報の変更

登録されたキャッシュレス決済事業者は、登録をした内容について変更や追加をすることができる。ただし、登録情報の変更が必要になった場合は、速やかに補助金事務局に連絡しなければならない。変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、キャッシュレス決済事業者としての登録を取り消す場合がある。その際、当該キャッシュレス決済事業者は、補助金事務局の指示に従わなければならない。また、マイナポイント事業の適正な遂行に必要なキャッシュレス決済事業者の登録内容に係る情報についての追加報告を求めた場合、遅滞なくこの求めに応じなければならない。

ただし、キャッシュレス決済サービスの登録追加は、2020年7月17日（金）までとする。

6.8 キャッシュレス決済事業者の登録取下げ

キャッシュレス決済事業者は、登録通知を受けた場合において、当該通知に係る登録内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該登録を取下げができる。取下げる場合は、速やかに補助金事務局に連絡しなければならない。

6.9 キャッシュレス決済事業者の登録取消し

補助金事務局は、キャッシュレス決済事業者において登録要領の要件に適さない虚偽、不正又は業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、キャッシュレス決済事業者として不適切であると判断をした場合、キャッシュレス決済事業者の登録及びその登録に係る全ての登録情報を取り消すことができる。また、キャッシュレス決済事業者の登録取消しに係る通知をする際に対応措置等の指示等を付すことができる。

キャッシュレス決済事業者は、要件に適さなくなることが見込まれる場合、計画に遅延が生じる場合は、速やかに補助金事務局に連絡しなければならない。

6.10 登録情報の公表

キャッシュレス決済事業者登録通知後、外部に公表するために必要な情報を補助金事務局が収集する際に協力しなければならない。

6.11 問い合わせ先（キャッシュレス決済事業者専用）

- 電話 : 03-5565-8106
- Mail : toroku01-mnp@ssi.or.jp

※ 営業時間：平日 10:00～12:00、13:00～18:00（土曜、日曜、祝日を除く）

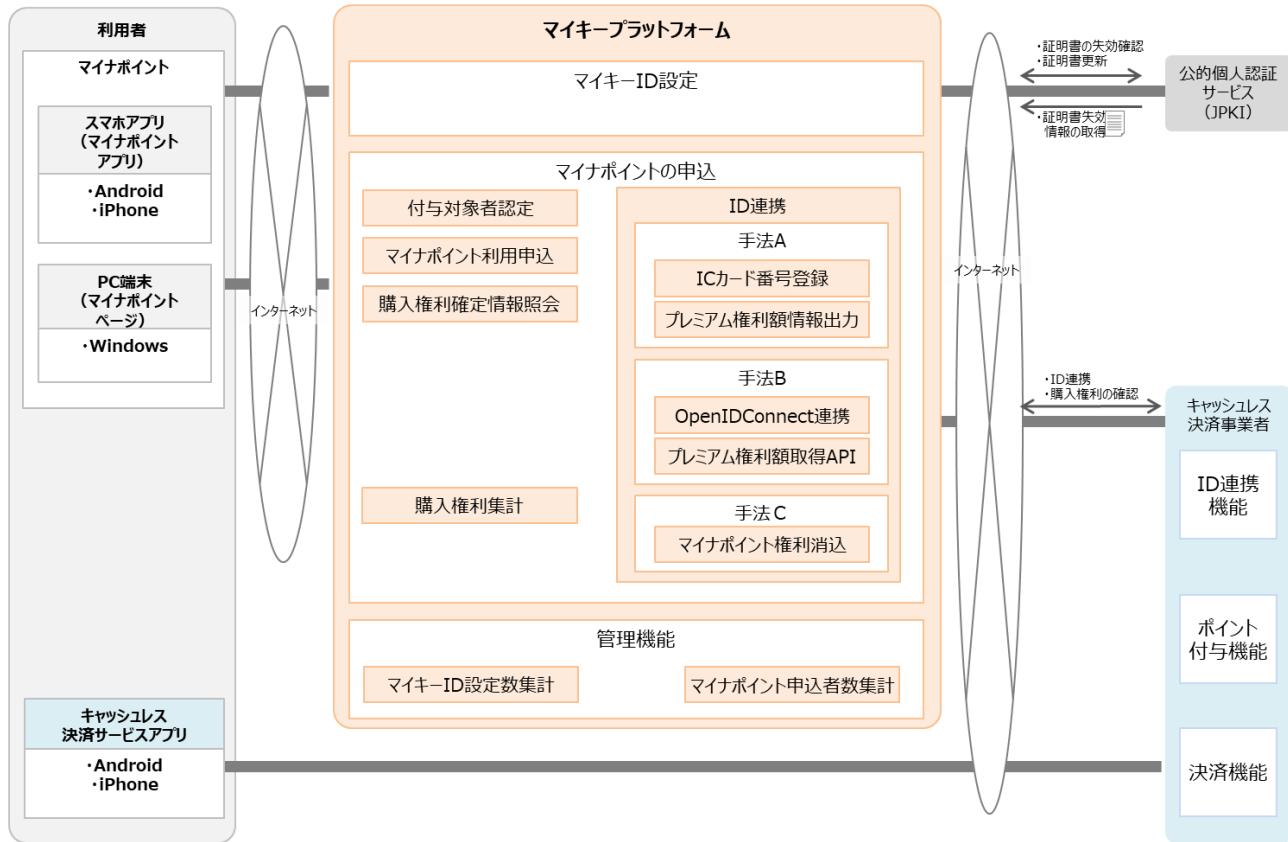
※ パソコンの基本的な操作方法など、本事業の内容や登録要件に直接関係のない事項についての問い合わせは対応しない。

7.システム要件

7.1 国及び補助金事務局のシステム全体像

本事業で、国及び補助金事務局が準備するシステムは大きく下記の機能構成を保有する。

(1) システムイメージ図



(2) 機能一覧

No.	区分	機能	概要
1	マイキーアイデンティティ登録	マイキーアイデンティティ登録	利用者のマイキーアイデンティティを作成し、マイキープラットフォームに登録する機能
2		マイナポイント対象者認定	マイキーアイデンティティ登録者に対し、マイナポイントを付与する対象として認定する機能
3		マイナポイント申込受付	利用者からの申込を受け付ける機能（ICカード番号登録時またはオンラインID連携時）
4		購入権利確定情報照会	利用者が購入権利の確定状況を照会
5	マイナポイントの申込	ID連携（認証機能含む）	手法A：マイナポイントアプリから決済手段を登録する機能と決済事業者にバッチで連携する機能
6			手法B：キャッシュレス決済事業者とのID連携API（OpenID Connect認証サーバの構築含む）
7			手法C：所定の手続きを経て、マイナポイントの権利額を消し込む機能
8		購入権利集計	キャッシュレス決済事業者毎に消しこんだ利用者の購入権利を集計
9	管理機能	マイキーアイデンティティ登録数集計	マイキーアイデンティティ登録数を集計する機能
10		マイナポイント申込者数集計	マイナポイントを申し込んだ利用者数を各決済事業者ごとに集計する機能

7.2 キャッシュレス決済事業者が対応すべきシステム機能

キャッシュレス決済事業者として登録された事業者は、マイナポイント付与補助を受けるために、下記のシステム機能について対応すること。

- ①補助金事務局が指定する方法で、対象者のマイキーIDと決済サービスID等を連携する機能
- ②補助金事務局が指定する方法で、対象者にマイナポイントを付与する機能
- ③補助金事務局が指定するセキュリティ要件への対応

7.3 システム機能詳細

各種システムインターフェイス・ファイル定義・セキュリティ要件等は6.2.2に記載があるシステム仕様書に記載する。

«更新履歴»

ページ	更新後	更新前
2020.02.04 更新		
P8	<p>【修正】4.3 キャッシュレス決済事業者の要件 ⑦ 総務省の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。</p>	<p>⑦ 総務省が所管する補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。</p>
P11	<p>【追記】2つ目※書き ただし、最小単位を設定しない（最小単位=1円）場合 で、付与毎に発生した1ポイント未満のポイントを切り捨てた結果、付与したポイントの合計が前払額または決済額の合計の25%に満たなくても可。（実際に付与した額が補助対象。対象者からの問い合わせ等には決済事業者の責任で対応すること）</p>	—
P14	<p>【削除】事務経費補助（予定） ※公募要領をホームページに公表したため</p>	—
P16	<p>【削除】6.2.2 システム仕様書等の確認 ※宣誓同意書等の提出はマイナポイント付与補助の交付申請時とするため</p>	6.2.2 宣誓同意書、遵守事項、システム仕様書等の確認
2020.03.30 更新		
P13	<p>【削除】5.1.1.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法 ※ポイント有効期間 β の上限を撤廃し、失効率の計算対象範囲を広げるため</p>	(ただし、 β は最大5とする。)
2020.07.06 更新		
P16	<p>【追記】6.3 登録申請書類の受付期間 ※最終受付日を、2020年7月17日（金）とする。</p>	—
P20	<p>【追記】6.7 登録情報の変更 ただし、キャッシュレス決済サービスの登録追加は、2020年7月17日（金）までとする。</p>	—

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブが取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金を執行するとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の申請を行う者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、または担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年 10. 95% の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ
マイナポイント事業 問合せ窓口（キャッシュレス決済事業者専用）

TEL : 03-5565-8106

<受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～18:00（土・日・祝日を除く）>